

平城中学校いじめ防止基本方針

学校番号 5 1 5

学校名 平城中学校

学校長 井阪 賀則

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは、生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめに対する理解について

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。」という基本的な考えのもとで、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」や、「暴力を伴ういじめ」のどちらも、生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる危険がある。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることを留意する必要がある。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの認知についての考え方について

いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、「いじめに特化した校内委員会」で、次の判断基準をもとに認知していくことが必要とされる。

いじめの判断について

- 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- いじめられていても、本人がそれを否定する可能性があることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- 被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめられた生徒の感じる被害感情に着目して見極める。
(例：外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合。好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など)
- いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。
(例：インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合。)

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

全教職員が「いじめを絶対に許さない、見逃さない。」という基本方針を共通理解し、報告・連絡・相談の重要性を再確認した上で、どんなことも相談し合える教職員の関係を構築することで、いじめの防止と早期発見、速やかな解決を目指す。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

- 年3回の教育相談や年3回のいじめに関するアンケートを実施し、現状の把握や未然防止に努める。また、スクールカウンセラーと情報を共有し、生徒の現状把握に努める。
- 生徒一人一人が、自己有用感や充実感を感じられる授業づくり、集団作りをすすめる。また自分と仲間を大切にしながら学校生活を過ごせる学級経営を行う。
- 部活動時、休み時間、昼食時、放課後等での生徒との関わりを大切にし、信頼関係の構築に努め、いつでも生徒がどの教師にでも相談しやすい雰囲気を作る。
- 情報モラル教育の充実を図る。
 - ・インターネットを通して行われるいじめ対策としての情報モラル教育の実施。
 - ・公的機関・民間団体・事業者と連携した情報モラル教育の実施。
- 校区少年指導協議会・警察との連携
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、教職員、生徒、保護者、地域に周知し、理解を深めておく。
- いじめの定義や学校での認知について、保護者への周知を図る

(2) いじめの早期発見について

次の点に留意して積極的にいじめ問題に対応する。

- ・いじめの疑いのある事案に対して、いじめ対策校内委員会で対応していく。
- ・いじめには、校長をリーダーとして教職員全体で毅然とした対応をとる。
- ・様々な研修会等に参加し、教職員のいじめ問題に対する資質を高める。

(3) 迅速な対応について

- 学校はいじめを受けた生徒からの訴えがあった場合、直ちに生徒の安全を確保し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対し、徹底して守り抜くという意思を伝える。
- 教職員は生徒指導体制に一人で抱え込まず、直ちに情報共有し、組織的な対応を行う。
- いじめたとされる生徒に対して細かく事情を聞き取りし、事実を確認する。確認した事実に対して、必要な指導をきっちりと行う。
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対しては法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- 家庭との連絡を密に行い、家庭訪問や個人懇談を通して学校内外の様子を共通理解する。
- 教育委員会に報告を行い、連携を図る。
- 状況に応じて、警察・中央子ども家庭相談センター・子育て相談課など関係機関への報告・相談を行い、連携を図る。

(4) 組織及び体制について

①いじめ対策校内委員会

いじめの疑いに関する情報の共有と、共有された情報を基に組織的に対応できるように、また、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うために、「いじめ対策校内委員会」を設置する。いじめに対策校内委員会は、本校の「学校基本方針」の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。

いじめ対策校内委員会

校長・教頭・生徒指導主事・いじめ対応教員・各学年主任・各学年生徒指導担当・ 教育相談係チーフ・養護教諭・人権教育係チーフ・特別支援コーディネータ・(S C)

②生徒指導体制

○学年を越えた指導体制の充実

- ・毎週1回生徒指導部会を開催し、各学年の共通理解を図る。

〔基本方針の具現化を追求〕

- ・部活動の充実・・・学級担任と部活動顧問及び保護者の連絡を密にする。

年1回必ず部活参観・部活保護者会を行う。

(3年生が引退するまでの6月中に行うことを基本とする。)

- ・生徒会活動の活発化・・・学級会活動〔グループエンカウンターの活用〕

・各専門委員会・学校生徒会の充実

- ・情報交換の徹底・・・〔報告〕→〔連絡〕→〔相談〕の体制を一層推進する

就学奨励活動のための連絡ボードへの書き込みを徹底する

※その日のことはその日のうちに情報交換

(生徒への聞き取りメモの用紙を学年ごとにファイルに保存していく)

○学級活動の充実

- ・生徒一人ひとりが充実感を持ち、なかまとともに高め合う学級を目指す。

- ・積極的に班活動を活用し、絆と責任感を持たせる。(清掃活動・日直活動など)

○生徒理解と生徒への対応

- ・教師申し合わせ事項

- ・生活指導推進計画

- ・学校危機管理について

- ・生徒理解の研修(1学期・2学期)

- ・平城中学校の一日の生活について

③教育相談体制

教育相談の充実と推進

- ・校内体制の確立と不登校生徒への対応

- ・不登校生徒の実態把握を確実にするとともに各担任への早期援助活動の充実

- ・教育相談の時間（年間2回）を確保し、全校生徒に対する相談活動の充実
- ・保護者への啓発
- ・カウンセリングルームの有効な活用
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・関係機関との連携

④外部機関及び地域との連携

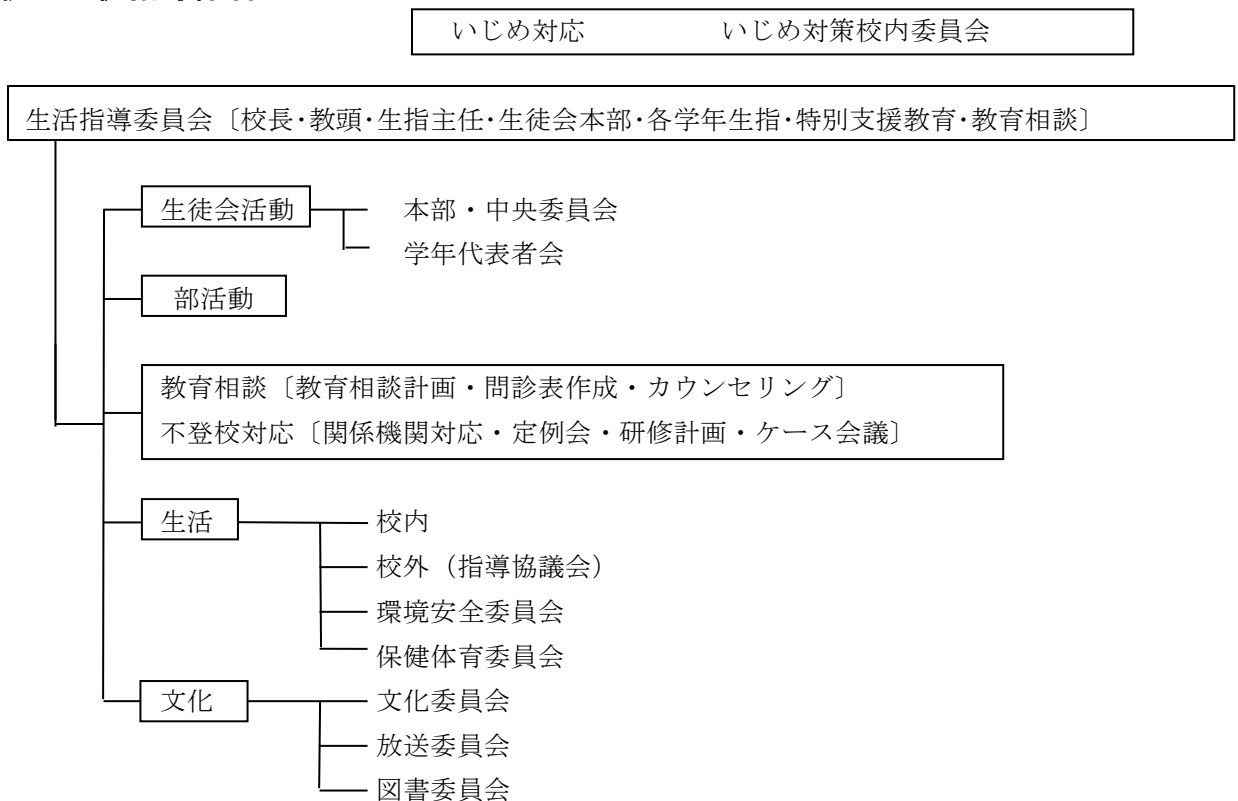
○地域との連携の強化を図る

- ・保護者会の充実・・・授業参観・学級懇談会・三者懇談会・オープンスクール
- ・校区内の幼稚園・小学校との交流・・・校区別研修会・小6体験入学・出前部活
- ・校区内外の指導・・・夏・冬・春季休業中の地域行事への巡回・校区指導協議会との連携（登校指導・街頭補導〈長期休業中・毎月1回の夜間校区内巡視〉など）
- ・関係機関との連携を充実し、強化する

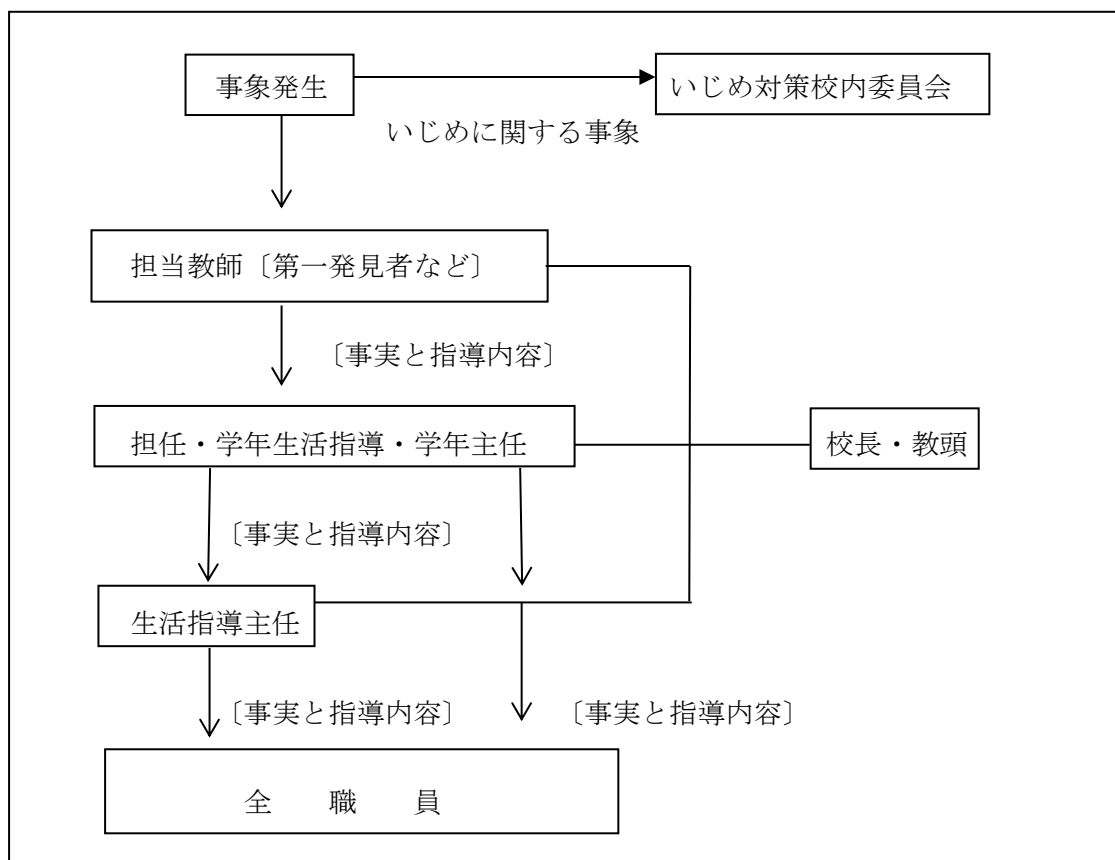
⑤校内研修

- ・いじめの未然防止にむけた生徒理解研修の実施（年3回）
- ・いじめの認知についての職員研修の計画と実施
- ・生徒指導対応についての職員研修の計画と実施

校内生徒指導体制



事象発生時の対応



3 重大事態への対応

(1) 重大事態について（重大事態とは）

○重大事態について

(i) 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合

(法第28条第1項第1号に係る事態)

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神症の疾患を発症した場合

※いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

(ii) 「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処の方法について

発生した場合は、市教育委員会へ速やかに報告する

(3) 調査結果の提供及び報告について

(i) 情報発信について

重大事態発生時における情報発信や報道対応については、該当生徒やその保護者のプライバシーを配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。

(ii) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて教育委員会の指示を仰ぐ。

(iii) 調査を行うための組織について

事案が重大であると判断した時は、以下の組織で当該重大事態に係る調査を行う。

①学校主体の場合→「いじめに特化した校内委員会」 その際、市教育委員会から学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を求める。

②市教育委員会主体の場合→「奈良市いじめ調査委員会」

(法第28条第1項の規定に基づく。)

「奈良市いじめ調査委員会」の組織構成は、調査を前提として、学識経験者(いじめ問題に関する専門的知見を有するもの)弁護士、医師、保護者組織、学校代表、その他教育委員会が認める者などで構成することを基本とする。なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものにより構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(iv) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査にあたり、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。

いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどういうことがあるか、どういう人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったか

などを可能な限り網羅的に明らかにする。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。市教育委員会又は学校は、附属機関などに対して積極的に資料を提供するとともに、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

○いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

→いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査になるよう配慮すること。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行う。

○いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの調査を行う。

【自殺の背景調査における留意事項】

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証して再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査については、切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査

の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

- ⑤背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑥客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- ⑦学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ⑧亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言や文部科学省による子どもの自殺予防に関する通達や手引き等を参考にする。